

議案第24号

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例（昭和26年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を削る。

第5条中第3項を削る。

第7条中「次条において同じ。」を削る。

第8条中「幼稚園使用料」を「幼稚園使用料（第4条第1号に定めるものに限る。）」に、「納期限」を「納期限（以下「納期限」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 園長は、幼稚園使用料（第4条第2号に定めるものに限る。）を納期限までに納付しない者に対し、教育委員会規則で定めるところにより、その者の当該幼稚園において行われる子ども・子育て支援法第59条第10号に掲げる事業の利用を中止させ、又は拒否することができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

幼稚園使用料の未納者に対する措置を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例 (抄)

(授業料)

第2条 省 略

2 大阪市立特別支援学校の幼稚部及び高等部の授業料は、徴収しない。

(入学検定料及び入学料)

第5条 省 略

2 省 略

3 大阪市立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学検定料及び入学料は徴収しない。

(授業料及び幼稚園使用料の徴収猶予)

第7条 教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、授業料及び幼稚園使用料（第4条第1号に定めるものに限る。次条において同じ。）の徴収を猶予することができる。

(授業料及び幼稚園使用料の未納者に対する措置)

第8条 学校長（園長を含む。）は、授業料又は幼稚園使用料（**第4条第1号に定めるものに限る。**）を第6条に規定する納期限（以下「**納期限**」という。）までに納付しない者に対し、教育委員会規則で定めるところにより、その者の出席を停止し、退学させ、又は退園させることができる。

2 園長は、幼稚園使用料（第4条第2号に定めるものに限る。）を納期限までに納付しない者に対し、教育委員会規則で定めるところにより、その者の当該幼稚園において行われる子ども・子育て支援法第59条第10号に掲げる事業の利用を中止させ、又は拒否することができる。